

自己または第三者の利益を図るために会社に損害を与えるようなことや、有形無形の会社財産を私的に流用することなどは決して行いません。
ニッポンハムグループの一員としての自覚を持ち、責任ある行動をとります。

1. 会社財産の尊重

私たちは、会社の機器・車両・設備・備品・ソフトウェアなどは、会社の事業活動や会社が承認した目的のために使用します。

- 社内におけるインターネットや電子メールは、就業時間内外を問わず、業務に関連する場合だけ利用します。
- 出張や在宅勤務の際には上司の承認を得てから貸与物^{たいよぶつ}を持ち出します。
- 私用電話をしないことはもちろん、会社にかかってきた私用電話についても速やかに用事を済ませます。
- 会社の備品を私的に流用しません。
- 経費の不適切な精算は絶対にしません。



特に多くの裁量と権限を与えられた役員や管理職は、しっかりとした問題意識と自制心をもって業務にあたる必要があります。権限があるがゆえに、より厳しく自らの行動を律することが強く求められます。

2. 交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用

私たちは、交際費の運用にあたっては「交際費ガイドライン」^{じゅんしゅ}を遵守します。また、お得意先などの接待は、費用対効果^{こうりょ}を考慮して、経費の適正な運用を行います。

- お得意先などの接待については、必ず事前に申請します。
- 交際費(飲食費・ゴルフ関係費)を申請するときは、行事・会議などの名称、目的、店名、予定金額、人数、会社名、出席者の氏名を正確に記載します。
- 部内飲食を、お得意先などの接待と偽^{いつわ}るなどの経費の不適切な精算はしません。また、私的な飲食やゴルフについても、接待と偽^{いつわ}ることは絶対にしません。
- 領収書の不適切な分割や人数の水増しなどはいけません。
- 交際費の運用は、節度をわきまえたものにします。



交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の使用については、上位職に事前申請し、承認を受けなければなりません。交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用を行うためにも、権限がある者は常に問題意識と自制心を持った行動が求められます。

3. 利益相反行為の禁止

私たちは、自己の利益と会社の利益が対立しないように配慮しながら行動します。

- 仕事を通じて得られたビジネスチャンス、人間関係、顧客リスト、信用情報などを使った個人的利益の追求はしません。
- 職務上の地位や権限を利用した不当な利益(金銭・物品・接待・便宜など)の要求はしません。
- 社内手続きを経ずに、個人的につながりのある業者を取引先に選定しません。



取引の相手方が自らを含め自分の友人や親戚が経営する会社などであった場合、どうしても品質や価格を軽視し、個人的な利害の方を優先させる危険性が出てきます。このように利益相反が起こりそうな状況に置かれた場合や、そうした状況におかれる可能性が発生した場合は、これを速やかに直属の上司へ報告し、担当から外れるか、あるいは取引相手を変えるかなどの判断をおおぎます。ニッポンハムグループ各社が提供する商品が市場で評価され、競争力を維持するうえでも、こうした一人ひとりの自覚が必要です。

4. 会社情報の発信

私たちは、会社情報の発信をタイムリーに行い、マスメディアへの情報の開示は、基本的に日本ハム(株)広報IR部を通じて行います。

- 新聞、テレビ、雑誌などの報道機関からのお問い合わせには、個人や事業所の判断で即答せず、まず直属の上司や関係部署と連絡をとり、指示をあおぎます。
- マスメディアに対する情報発信やお問い合わせに対しては、迅速かつ正確に対応します。



会社情報の発信には、発信する情報の正確さや迅速な情報開示に加え、それがどのようなルートを用いて発信されるかという点にも注意を払う必要があります。日本ハム(株)広報IR部に確認をとらず、独断あるいは不注意で、勝手な解釈をつけ情報を発信してはいけません。個人的な意見を述べれば、それが会社の見解として受け取られてしまいます。

5. 社内ルール^{じゅんしゅ}の遵守

私たちは、「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」はもちろんのこと、就業規則、職務権限規則、品質保証規程、NT規程・要領^{ようりょう}などの社内ルールに従って、忠実かつ誠実に職務^{しよく}を遂行します。

- 社内ルール^{じゅんしゅ}を遵守することが、社会に対する責任を果たすことの前提であるという認識を持って日々の業務を行います。
- 就業規則をはじめとする規程類は、いつでも誰でも閲覧^{えつらん}できる場所に保管し、役職員に周知します。
- 規程類が制定および改廃されたときは、必ず内容を確認し、理解したうえで遵守^{じゅんしゅ}します。

いつでも誰でも
確認できるように
保管します

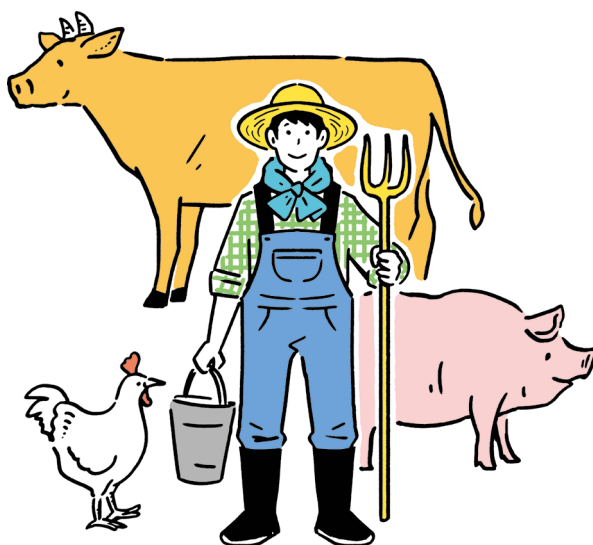


社内ルールは、ニッポンハムグループが社会やお客様から心より信頼される会社となるための「社会に対する誓い」といえるものです。真に信頼される会社とは、いつ誰がどこで見ようとして、全く恥じるところのない会社、胸を張り、誇りをもって誰にでも自分たちのやっていることを開示できる会社です。私たちは、そうした会社を目指し、また、各自がそうした会社をつくりあげていく一員であるとの強い自覚と責任をもって、法令遵守^{じゅんしゅ}と企業倫理の実践^{つと}に努めていく必要があります。各職場においては、責任者自身が常に社内ルール^{じゅんしゅ}の遵守状況を確認し、問題があれば対処します。

6. アニマルウェルフェアへの配慮

私たちは、生命の恵みを大切にし、アニマルウェルフェアへの配慮に取り組みます。

- 私たちは、家畜を快適な環境下で飼養^{しやう}し、ストレスや疾病^{しっぺい}の減少に向けてビジネスパートナーと協働し、家畜の飼養^{しやう}管理、生産体制の改善や継続した技術革新などを進めていきます。
- 情報開示、ステークホルダーとの対話を通してアニマルウェルフェアの向上^{つと}に努めます。



ポイント

私たちは、グループブランドの約束に「生命の恵みを大切にして、品質に妥協することなく『食べる喜び』を心を込めて提供する」と掲げています。そのため、家畜の飼^そ育方法や防疫措置^{じゆんしゆ}に関するルールを遵守します。国際獣疫事務局(OIE)は、アニマルウェルフェアを考えるうえでの役立つ指針として「5つの自由」(①飢え、渴きおよび栄養不良からの自由、②恐怖および苦悩からの自由、③物理的および熱の不快からの自由、④苦痛、傷害および疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由)を示しています。なお、ニッポンハムグループでは、「ニッポンハムグループアニマルウェルフェアポリシー」で基本的な考え方が示されています。

【用語解説】

アニマルウェルフェア:「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心理的状態」と国際獣疫事務局^{じゆうえき}において定義されています。

7. 飲酒運転の撲滅

私たちは、社会からの信頼に対して誠実に行動するニッポンハムグループの一員として、飲酒運転を撲滅するために、「飲んだら乗らない、乗らせない」「飲むなら乗らない」「飲むなら車で行かない」を徹底します。

- 飲酒運転は絶対にしません、させません。一人ひとりが飲酒運転は重大な犯罪であるという自覚を持ちます。
- アルコールは少量でも脳の機能を^{まひ}麻痺させ、車や自転車などを凶器に変えてしまいます。
- 飲酒後十分な睡眠をとっている場合でもアルコールが残っている可能性があります。



飲酒運転で失うものは計り知れません。飲酒運転による事故で被害者の「大切な命」を奪った場合、被害者とその家族の人生を一瞬で変えてしまいます。また、行政処分や刑罰を受けることにより、社会的地位（勤め先など）や財産などを失って、運転者本人はもちろん、本人の家族の人生をも変えてしまうなど、取り返しのつかない結果になります。あとになって、飲酒運転の代償が大きいことに気づいても遅いのです。一人ひとりが飲酒運転を絶対にしない、させないという強い意志を持つことが必要です。

8. 被災時の初動対応

私たちは、自分とその家族が災害に遭ったときは、安全を最優先に考え、
直ちに身の安全確保に努めます。避難指示が発令された場合は、その
指示に従って行動します。

- 就業時間外に災害が発生したときは、周囲の状況に応じて安全を確認し、避難場所に速やかに移動するなど、自分と家族の身の安全を確保します。
- 自分と家族の身の安全を確保することができたら、安否状況を会社に連絡します。
- 就業時間内に災害が発生したときは、各事業所で定められている自衛消防隊または自衛防災隊の指示に従って行動します。
- 被災時に家族が全員そろっているとは限りません。
あらかじめ家族で避難場所や連絡方法を決めておきましょう。



防災対策として、自宅での水・食料の備蓄や避難場所の設定など、災害に備え対策を講じておくとともに、会社でも地震や津波などの災害に遭遇したときの対策を講じておくことが必要です。事業所では、自衛防災隊などの防災組織を編成し、それぞれの役割について掲示や配布などをしていますので、必ず確認しておきましょう。

飲酒後、仮眠をとったので運転しても問題ないですよ。

Q 私はお酒が強く、二日酔いになったことはありません。翌日に車を運転する予定があるのを忘れてしまい深酒をしてしまいました。飲んだあとに仮眠をとったら頭がスッキリしたので、運転しても問題はないですよね？

A どのような事情があっても、アルコールを摂取して(体内にアルコールが残っている状態で)運転することは犯罪です。飲酒時は、情報処理能力・^ひ注意力・判断力が低下し、安全に運転することは不可能です。悲惨な交通事故につながりかねないので絶対に運転してはいけません。また、酔いがさめたという感覚になったとしても、睡眠によってアルコールが早く抜けるというわけではありません。



(行動基準8-7.飲酒運転の撲滅)